

告 示

埼玉県告示第千三百八十七号

測量計画機関である埼玉県東松山農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県東松山農林振興センター

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

三 作業地域

川越市大字久下戸地内

四 作業期間

令和三年十二月二十日から令和四年三月三十一日まで